平成２１年（フ）第９７２０号
大阪府寝屋川市秦町43番10号
破産者　株式会社プランニング・マイたうん
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８４１号
大阪府高槻市庄所町７番１号
破産者　有限会社フルマーク
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２７３号
広島市西区高須３丁目４番２―503号
破産者　被相続人亡田中研一の相続財産
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６号
愛媛県四国中央市土居町入野117番地１
破産者　有限会社土居酒販
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９７号
愛媛県今治市別名10番地１
破産者　株式会社ゲット
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４９７号
埼玉県熊谷市久保島732番地10
破産者　有限会社栗城
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８３４号
東京都多摩市永山６丁目16番地８サンテーズナガイ103
破産者　有限会社深美
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３５号
東京都多摩市東寺方567番地コーポ栄咲Ａ203
破産者　水越　行男
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５７４号
東京都三鷹市牟礼５丁目４番11号ハイツ波多野103
破産者　加藤　洋子
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第６９９号
神奈川県小田原市本町２丁目２番５号本町ビル
破産者　土谷建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１３号
富山市若竹町２丁目81番地
破産者　有限会社岩田内外装工業
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２号
静岡県浜松市北区豊岡町21番地の２
破産者　株式会社鳥居工務店
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
静岡県浜松市西区馬郡町4383番地
破産者　有限会社ティーエム・ワークス
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲353番地３
破産者　株式会社髙橋
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２６号
大分県別府市大字鶴見2141番地の６
破産者　太陽ネオン有限会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２３７号
沖縄県うるま市字田場1551番地５
破産者　當銘　勝則
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３６１号
千葉県市川市本北方１丁目21番13号フラワーベール六番館106号、開始決定時の住所千葉県市川市宮久保３丁目35番５―101号ロイヤルガーデン本八幡ブランシャトー
破産者　岡野谷健仁
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３６２号
千葉県市川市本北方１丁目21番13号フラワーベール六番館106号、開始決定時の住所千葉県市川市宮久保３丁目35番５―101号ロイヤルガーデン本八幡ブランシャトー
破産者　岡野谷守利
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７２号
千葉県浦安市高洲２丁目６番３―1102号　浦安高洲県営住宅
破産者　山村　信吉
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２号
島根県浜田市金城町七条ニ205番２地
破産者　三浦　孝幸
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１８１０号
仙台市青葉区宮町１丁目４番２号
破産者　有限会社ＨＡＭＡＮＯ　ＯＦＦＩＣＥ
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第４１８号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目１番地１
破産者　中島鉄筋工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

第明治三十二種郵便物認可